

ウェーバーがこれらの引用を予定論プロパーのあとにもってきたのは、聖定・予定という永遠の世界における神の決定が、時間の世界でどのように実現していくかを示す叙述を付加することが適当だと判断したからであろう。とくに第10章はカルヴィニズムの五要点の第四点「不可抗的恩恵」(Irresistible Grace)に相当し、ドルト信条で第四の教理として扱われているものであるから、これを付加したことはまったく理にかなっていると思われる。次の第5章からの引用は、第10章のそれに対応するいわゆる遺棄された者の場合の叙述である。それについては、第10章第4節に、ちょうど第1節に対応する叙述があるのに、それを引用せず、あえて摂理の章から引用したのは、前者では、選ばれていない人々は、外見はどうかであれ、結局救われないというような、消極的な叙述がなされていて、神の業が積極的に語られている第1項とシンメトリカルな対比をなしていないので、それに代わるものとして5章6項が選ばれたのであろう。ここにも「ウェストミンスター信仰告白」の慎重な予定説の説明をこえて、ウェーバーが自分の意図にしたがって、予定説を論理的に首尾一貫したものに構想し直していることが見られる。

『倫理』論文では、もう一箇所「ウェストミンスター信仰告白」からの引用が、注のなかに現れる(177頁)。そこでウェーバーは第18章(恵みと救いの確信について)<sup>19)</sup>を引用して『ウェストミンスター信仰告白』は、選ばれた者に間違いのない真実の恵みの確信を約束している。もっとも、……悪との闘いは生涯続くのではあるが……』といている。これはけっきょくカルヴィニズムの五要点の第五点「聖徒の堅忍」(Perseverance of the Saints)にかかわり、ドルト信条で第五の教理と

して扱われているものに相当する。したがって、ウェーバーはカルヴィニズムの予定説の説明のために「ウェストミンスター信仰告白」から引用するにあたって、カルヴィニズムの五要点のうち、「キリストの限定的贖罪」(Limited Atonement)を除く四つの点にふれているわけで<sup>20)</sup>、その意味では偏らない認識をもっていたと言えるが、にもかかわらず、彼の構成した予定説は彼の特殊な観点からのもので、「ウェストミンスター信仰告白」からの引用もそのために利用されていると言わなければならない。

以上によって、ウェーバーの「ウェストミンスター信仰告白」の引用は、彼がそれにもとづいてカルヴィニズムの予定説を概念構成したというのではないこと、またその引用の仕方は一見恣意的に見えるが、ポイントをおさえたかなり正当なものであること、しかしそれにもかかわらず、彼の特別の視点を強調する方向で用いられているので、「ウェストミンスター信仰告白」自体の意図するところとは全く違ったものとして受け取られるおそれがあること、などが明らかになったと思う。

## あとがき

敬愛する船本弘毅教授が急に東京女子大学に移られることになり、記念号に執筆をもとめられ、不準備ではあるが、長年にわたる親しい交わりと共働をおぼえ、感謝をこめてこの論文を執筆して、教授の新しい道への門出の記念として捧げる。

なお、紙数の関係で必要な注の多くを省略せざるをえなかったことをお断りしておきたい。

19) この章については、注(15)にあげた拙論、とくにX(25~27頁)、XVI(37~38頁)で詳しく論じた。

20) 安藤英治、前掲書、212~213頁注(18)参照。